

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項前段の規定により知事から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 4 年 1 月 28 日

岐阜県監査委員	水 野 吉 近
岐阜県監査委員	長 屋 光 征
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	長 縄 直 子
岐阜県監査委員	南 圭 一

1 令和2年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

テーマ名	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの※ C	未措置 A-B-C
公用携帯電話等の契約・管理について	29	25	4	0

※「今回措置を講じたもの」については、令和4年1月4日及び7日に知事から通知があったもの

2 行政監査の結果に基づき講じた措置

知事部局

機関名	監査結果	講じた措置
西濃子ども相談センター	使用状況に応じた適切な料金プランやオプションを選択することにより、端末をより経済的に使用することができる可能性がある。改めて、使用明細を確認の上、基本プランと対比して月額使用料が高額となっている端末や、高額な基本プランに加入しているものの、あまり使用実績がない端末については、契約先のキャリアと相談するなどして、最適な料金プランとするよう検討されたい。	検討事項の対象となった公用携帯電話3端末については、令和3年12月の機種変更と併せてプランの見直しを行った。2端末は無料通話オプションのない安価なプランに変更し、残り1端末については使用状況と用途を鑑み無料通話オプションを追加したが、安価にオプションの追加ができるプランを選定した。今後は端末の使用状況を随時確認し、必要に応じて、より経済的な料金プランへの変更を行うこととする。
管財課	携帯電話等のポイントは、クレジットカードのポイントや航空券のマイレージと同様、各種支払いに使用することができるものであるが、クレジットカードのポイント等と異なり、使用や管理に関する考え方が整理されていない。携帯電話等のポイントの使用や管理に関する考え方の整理等について検討されたい。	管財課が、出納事務局の用度払いを行う携帯電話に関しては、「携帯電話ポイント利用の手引き（平成27年1月）」において、ポイントの利用について定めている。 それ以外の携帯電話については、今回の監査結果を受け、情報システム課において、同課が所管する「タブレット・スマートフォン等スレート型端末の管理及び使用に関する要領」を改正し、各課が直接契約する携帯電話について、ポイントの利用に関する規定が設けられた。

<p>管財課</p>	<p>最近のフィーチャーフォンには、スマートフォンと同じOSが搭載され、各種アプリを使用できるなどの機種もあり、セキュリティに関する配慮はスマートフォン同様に必要となっている。また、料金プランの見直しについては、料金が高額なスマートフォン・タブレット端末はフィーチャーフォン以上の配慮が求められる。</p> <p>現在の「公用携帯電話の管理に関する要領」と「タブレット・スマートフォン等スレート型端末の管理及び使用に関する要領」を比較すると、料金プランの見直しに関する規定やセキュリティに関する規定について記載内容に差がある。</p> <p>例えば、「公用携帯電話の管理に関する要領」の対象機器にスマートフォン・タブレット端末を、「タブレット・スマートフォン等スレート型端末の管理及び使用に関する要領」の対象機器にフィーチャーフォンを追加し、併せて共通する部分の記載を整理するなど、両規定の位置づけや記述内容について、改めて検討されたい。</p>	<p>管財課が所管する「公用携帯電話の管理に関する要領」と、情報システム課が所管する「タブレット・スマートフォン等スレート型端末の管理及び使用に関する要領」を統合し、改正後の「タブレット・スマートフォン等スレート型端末等の管理及び使用に関する要領」において、料金の見直しや情報セキュリティに関する規定を整理した。</p> <p>(要領改正の日 令和3年12月1日)</p>
<p>情報システム課（旧：情報企画課）</p>	<p>最近のフィーチャーフォンには、スマートフォンと同じOSが搭載され、各種アプリを使用できるなどの機種もあり、セキュリティに関する配慮はスマートフォン同様に必要となっている。また、料金プランの見直しについては、料金が高額なスマートフォン・タブレット端末はフィーチャーフォン以上の配慮が求められる。</p> <p>現在の「公用携帯電話の管理に関する要領」と「タブレット・スマートフォン等スレート型端末の管理及び使用に関する要領」を比較すると、料金プランの見直しに関する規定やセキュリティに関する規定について記載内容に差がある。</p>	<p>情報システム課が所管する「タブレット・スマートフォン等スレート型端末の管理及び使用に関する要領」と、管財課が所管する「公用携帯電話の管理に関する要領」を統合し、改正後の「タブレット・スマートフォン等スレート型端末等の管理及び使用に関する要領」において、料金の見直しや情報セキュリティに関する規定を整理した。</p> <p>(要領改正の日 令和3年12月1日)</p>

	<p>例えば、「公用携帯電話の管理に関する要領」の対象機器にスマートフォン・タブレット端末を、「タブレット・スマートフォン等スレート型端末の管理及び使用に関する要領」の対象機器にフィーチャーフォンを追加し、併せて共通する部分の記載を整理するなど、両規定の位置づけや記述内容について、改めて検討されたい。</p>	
--	---	--